

社会福祉学専攻 博士後期課程（課程博士）

博士の学位取得プロセス

1. 修業年限と在学年限 …… 【長野大学大学院学則 第10条、第12条】

博士後期課程の標準修業年限は3年です。6年を超えて在学することはできません。

2. 課程修了の要件 …… 【長野大学大学院学則 第26条】

博士学位を取得するためには、次の要件を満たさなければなりません。

- (1) 博士後期課程に3年以上在学すること。（休学期間を除く）
- (2) 所定の単位を20単位以上修得すること。
- (3) 必要な研究指導を受けたうえ、博士学位審査申請論文（以下、博士学位論文）を提出すること。
- (4) 博士学位論文審査及び最終試験（科目と外国語）、公開講演会の口頭発表等に合格すること
- (5) 課程修了のために必要な外国語によく通じていること。

3. 履修方法・修了必要単位数

博士後期課程の授業科目、履修方法等は、『大学院学修ガイド』 「履修の手引き」の設置・開講科目等で確認、「指導教員」との相談に基づき選択し、指定された期日までに履修登録を行ってください。

4. 学位論文審査

博士学位の授与を申請する者は、学位審査申請書に博士学位論文、博士学位論文の要旨、及び参考論文がある時は当該参考論文、ならびに業績目録、履歴書を添えて、研究科委員会の議を経て学長に提出して下さい。提出する博士学位論文、博士学位論文の要旨、及び参考論文は各5部です。

5. 課程修了の認定 …… 【長野大学大学院学則 第28条】

博士学位論文は、在学期間中に提出することになります。後出の「博士の学位取得までのプロセス」および専攻の指示に従って下さい。また、学長が課程修了の認定を行います。学位は学位授与式の日付で授与されます。

在学中に博士学位論文を提出できない場合は、指導教員に相談して下さい。

6. 学位の名称 …… 【長野大学大学院学則 第29条】 【長野大学学位規程第3条】

課程修了の認定を得た学生に授与される学位の名称は次のとおりです。

博士（社会福祉学） Doctor of Philosophy in Social Welfare

学位取得後、履歴書等には、社会福祉学専攻博士後期課程は、「博士（社会福祉学）（長野大学）」、のように表記してください。

7. 博士の学位取得までのプロセス

博士の学位を取得するためには、

- ① 研究科社会福祉学専攻が定める所定の履修科目を履修し、修了に必要な20単位数を修得すると共に、
- ② 研究指導を通じて博士学位論文を作成し、審査に合格することが必要です。下記に記載する共通事項

以外に、専攻からの指示を踏まえ、3年間の各自の研究計画を組み立ててください。

第1年次	年度始め	履修科目の登録 「指導教員希望届出」提出、研究科委員会にて主指導教員・副指導教員の決定 博士学位論文作成の「研究計画書」の提出
	各学期中	基盤・展開・プロジェクト・論文指導部門科目等での履修指導 主・副指導教員による研究指導・研究発表、研究成果公表（論文発表、学会発表等）の推奨 第1回博士学位論文中間発表会 7月17日（別途指示） 第2回博士学位論文中間発表会 1月29日（別途指示） 博士論文指導にて主・副指導教員の指導、
	年度末	「博士後期課程研究成果報告書」の提出（3月中旬） 「博士後期課程研究指導記録」（指導教員）記入
第2年次以上	年度始め	博士学位論文作成の「研究計画書」の提出 履修科目の登録
	各学期中	主・副指導教員による研究指導・研究発表、研究成果公表（論文発表、学会発表等）の推奨 第3回博士学位論文中間発表会 5月 博士学位論文予備審査会（博士学位論文執筆資格試験） （第4回中間発表会を兼ねる） 10月 「博士論文指導」にて引き続き指導教員の指導を受ける。
	年度末	「博士後期課程研究成果報告書」の提出（3月中旬） 「博士後期課程研究指導記録」（指導教員）記入
第3年次	年度始め	「博士学位論文提出計画書」の提出 履修科目の登録（博士論文指導の登録を含む）
	各学期中	主・副指導教員による研究指導・研究発表、研究成果公表（論文発表、学会発表等）の推奨 第5回博士学位論文中間発表会 5月 第6回博士学位論文中間発表会 7月 「博士論文指導」にて引き続き指導教員の指導を受ける。 博士学位論文及び学位申請書の提出 10月末 博士学位論文提出後、研究科委員会は、学位審査委員会を設置 （主査1名・副査1名、学内審査委員2名、学外審査委員1名 合計5名以上） 論文審査・最終試験（科目と外国語）、公開講演会における口頭発表等、学位審査委員会は、合計4回以上開催 博士学位総合審査会（社会福祉学専攻）、修了判定（研究科委員会） 学位授与式 3月中旬

8. 指導教員（主指導教員）（副指導教員）について

- ① 入学生は、第1年次入学時に、博士学位論文作成の「研究計画書」並びに「指導教員希望届出」を提出します。主指導教員（主査）は、副指導教員（副査）を指名することができます。
- ② 研究科長は、各学生の指導教員を内定し、主指導教員、副指導教員の下承を得ます。研究科委員会で

指導教員を決定します。

- ③ 入学生は主指導教員（主査）が担当する「博士論文指導」を登録し、履修します。
- ④ 博士論文指導及び学位審査委員会においては、「主査」は主指導教員、「副査」は副指導教員を指します。

令和3年度 主指導教授（4月1日現在）

中村英三、古川孝順、小長井賀與、黒木保博、太田貞司、三本松政之、鈴木忠義、片山優美子

令和3年度 副指導教授（4月1日現在）

中村英三、古川孝順、小長井賀與、黒木保博、太田貞司、三本松政之、鈴木忠義、片山優美子、
繁成 剛

令和3年度 社会福祉学特別演習Ⅰ、Ⅱ 担当者（4月1日現在）

中村英三、古川孝順、小長井賀與、黒木保博、太田貞司、三本松政之、鈴木忠義、繁成 剛

※ 指導教員が社会福祉特別演習Ⅰ、Ⅱを担当していない場合は、上記の担当者から科目登録して下さい。

9. 博士学位論文予備審査（博士学位論文執筆資格試験）

以下の予備審査要件を満たした予備審査申請者は、博士学位論文予備審査委員会に予備審査申請書を提出します。教務委員会は審査委員委嘱者原案を作成し、研究科長に提出します。研究科長はこれを受けて、予備審査委員会設置と審査委員委嘱者を研究科委員会に報告します。

予備審査委員会は、主査1名、副査1名、予備審査を委嘱された学内教員1名の計3名で構成します。予備審査申請者は、この予備審査委員会による予備審査（博士学位論文執筆資格試験）を受けることになります。予備審査会は、第4回中間発表会を兼ねて行われます。予備審査委員会では、委員の互選で委員長を選出しますが、主査、副査は委員長になれません。

予備審査要件

- ① 博士後期課程 2年次以上
- ② 学会発表 2本以上
- ③ 査読付き論文 1本以上の業績を有すること

予備審査会開催要領

予備審査会では、予備審査申請者は、博士学位論文構想発表をして下さい。

申請者は指導教員の指示を受け、必要と考えられる部数資料を事前に準備して下さい。

発表資料：博士学位論文（構想内容）、論文要旨、参考文献等一覧

発表時間：1時間程度（発表30分、討論30分）、公開講演会形式で実施します。

予備審査委員会は、予備審査会終了後に予備審査委員会を開催し、審査可否を判定します。予備審査委員会はその結果を研究科長に報告します。研究科長は研究科委員会に報告します。審査に合格した申請者は、博士学位論文執筆資格が与えられ、博士学位候補生となります。

予備審査において不合格になった場合

- ① 予備審査委員会からの明確な理由を主指導教員を通じて伝達します。
- ② また、主指導教員より、改善の方向性、可能性について指導します。
- ③ その後の研究成果によって、3年次4月に再審査会を実施します。
- ④ 再審査の不合格者は改めて10月の審査会での審査を受けることができます。
- ⑤ そこでも不合格の場合は、博士学位論文の構想について再考を求めることとなります。

10. 博士論文の審査体制と方法 【長野大学学位規程第8条、第9条、第10条】

研究科委員会・社会福祉学専攻では 学位審査申請書と博士学位論文等が提出された後に、提出者ごとの学位論文審査委員会を設置し、審査委員を委嘱します。

審査体制： 学位論文審査委員会は次の審査委員で構成します。

主査 1名、副査1名、論文審査を委嘱された学内教員 2名

また、他大学・研究機関の教員・研究員等から委嘱した学外審査委員 1名を加えなければなりません。 合計5名で構成します。

なお、学位審査委員会では、委員の互選により委員長を選出しますが、主査、副査は委員長にはなれません。

審査方法： 論文の審査及び最終試験（科目と外国語）、公開講演会（口頭発表）等です。

最終試験は、学位論文に関係ある科目について口頭又は筆記により行います。次に外国語も口頭又は筆記によって行います。ただし、最終試験及び外国語試験は免除する場合があります。【長野大学学位規程第10条】

以上の審査を実施するため、学位審査委員会は、合計4回以上、開催します。

審査期間： 申請のあった年度2月末日までに、論文審査及び最終試験、公開講演会での口頭発表等の審査を終了します。

審査報告： 学位審査委員会は、審査結果報告書（主査作成）、学位授与の可否意見を添えて、博士学位総合審査会（社会福祉学専攻会）、そして研究科委員会に報告します。社会福祉学専攻会では総合審査を行い、研究科委員会での審議を経た後、議決します。

審査結果： 研究科長は学長に審議結果を報告し、学長が学位授与の可否を決定します。

【長野大学学位規程第11条、第12条、第13条、第14条、第15条】

11. 社会福祉学専攻 博士学位論文審査基準

1. 研究目的が明確である。
2. 研究目的に照らして研究方法が適切である。
3. 先行研究を的確に踏まえていること
4. 社会福祉の理念・政策・実践との関連付けが明確であること
5. 使用されている概念・用語は適切である。
6. 調査の方法・分析は適切で、結果が明確である。
7. 論理の展開に一貫性がある。
8. 表題は内容を適切に表現している。
9. 省略語・単位・数値は適切に表記されている。
10. 図表の体裁（タイトル・単位・形式）は整っている。

11. 図表は本文の説明と適合している。
12. 研究倫理上の問題がない。

12. 博士学位論文提出要領

(1) 使用言語

論文は、原則、日本語で作成しなければなりません。ただし、指導教員が日本語以外の言語で作成する必要性を認めた場合、研究科委員会の了承を得たうえで、日本語以外の言語での論文作成が認められます。日本語以外の言語で作成する場合は、提出年度の4月までに指導教員に確認して下さい。

(2) 論文字数等

- ① 日本語の場合（詳細については指導教員の指示を受けること） 社会福祉学専攻では 本文・図表・注・引用文献を含めて80,000字以上。原則としてワープロを使用。A4判用紙に横書（一頁 30行×40文字、1,200字相当）。
※ 社会福祉学専攻では、文献の引用・参照方法等は、日本社会福祉学会学会誌『社会福祉学』の執筆要領に依拠します。
- ② 日本語以外の言語の場合は、指導教員からの指示があります。

(3) 提出日程（予定）

「博士論文」

提出締切日： 3年次後期 10月末（別途掲示）

最終試験等審査日： 提出年度 3年次 2月下旬（別途掲示）

提出場所： 教育支援担当 窓口取扱時間内（8:30～17:00）

(4) 提出書類等

- ① 博士学位論文(仮綴) 5部
博士学位論文は、本文と同じ用紙で標題紙(タイトルページ)を付け、標題紙に、題名、専攻、入学年度、学籍番号、氏名を明記し、さらに黒表紙で綴じて下さい(横綴じ)。
黒表紙には標題紙のコピーを貼付して下さい。
- ② 博士学位論文要旨 5部
論文と同じ様式で、社会福祉学専攻は8,000字とし、博士論文標題紙(タイトルページ)の前に綴じて下さい。
論文要旨にも標題紙を付け、要旨標題紙には「論文要旨」と記し、題名、専攻、入学年度、学籍番号、氏名を明記して下さい。
- ③ 参考図書・論文があるときは当該図書・論文 5部
- ④ 業績目録(所定用紙) 5部
- ⑤ 履歴書(所定用紙) 5部
- ⑥ 博士学位論文標題紙(タイトルページ)のコピー 1部
- ⑦ 学位審査申請書(所定用紙)

(5) 提出資格

- ・ 所定の年限を在学し、定められた単位を修得した者および修得見込である者です。
- ・ 年度始めに「博士論文指導」を登録した者。ただし、3年目以上の者については指導教授の指示に従って下さい。

- ・ 博士論文提出時に学生納付金を完納していることを確認して下さい。

(6) 備考

- ・ 博士学位論文および要旨の正本以外はコピーでも可です。
- ・ 事前に修得単位数の確認をしておいて下さい。
- ・ 提出し合格した博士学位論文および論文の要旨は、製本後に図書館図書として保管されて閲覧に供します。製本については別途指示します。
- ・ なお、提出し合格した博士学位論文および論文要旨は、電子ファイルにデータ変換し、定められた期日までに提出して下さい。総合福祉学研究科でこれを保管します。不測の事態により図書室所蔵の正本が紛失・破損等をした場合に複製を作成するためにのみ用いることとし、一般利用者の閲覧やデータの提供は行いません。

参考

標題紙の綴じ方 (別途指示)

- ・ 黒表紙 総合福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士課程後期課程、入学年度 学籍番号、氏名 (ふりがな記載は不要)
- ・ 1 枚目 (要旨標題紙) 論文要旨 と記すこと (括弧、鍵括弧等の記載は不要)
専攻名、入学年度、学籍番号、氏名を記すこと。
- ・ 2 枚目～○枚目 文章のみ (「論文要旨」や文字数の記載は不要)
※ 要旨が 2 枚以上の場合は要旨の次の枚数。以下同じ
※ 論文の要旨 8,000 字まで
- ・ ○枚目 (要旨の次の枚数) (論文標題紙) 論文表題、専攻名、入学年度、学籍番号 氏名
- ・ ○枚目 (目次)
- ・ ○枚目 本文
- ・ 黒表紙 (裏表紙)

13. 博士学位論文要旨等の公表 【長野大学学位規程第 17 条】

博士学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 ヶ月以内に、当該博士の学位の授与に係わる論文の内容の要旨及び論文審査結果の要旨を、インターネットの利用により公表します。

14. 博士学位論文の公表 【長野大学学位規程第 18 条】

- ① 博士の学位を授与された場合、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位に係わる論文の全文を、インターネットの利用により公表することにします。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りではありません。
- ② 上記のインターネットの利用による公表は、「長野大学学術リポジトリ」により行います。

15. 学位授与の取消 【長野大学学位規程第 20 条】

学位を授与された後、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を還付させます。その旨を公表することになります。

社会福祉学専攻 博士後期課程（論文博士）

博士の学位取得のプロセス

1. 学位の授与 …… 【長野大学大学院学則 第29条第2項】【長野大学学位規程第4条第4項】

博士の学位は、長野大学大学院に博士学位審査申請論文（以下、博士学位論文）の審査を申請し、その審査に合格し、かつ、長野大学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者に授与します。

2. 課程を経ない者の学位授与の申請 …… 【長野大学学位規程 第6条第1項，第2項】

博士学位を取得するために、博士の学位の授与を申請する者は、次の申請書類、論文等を添えて、窓口：教育支援担当に申請して下さい。教育支援担当では以下の申請書類の有無を確認後、研究科長に通知します。

- (1) 博士学位審査申請書(所定用紙)
- (2) 博士学位論文(仮綴) 5部
- (3) 博士学位論文の要旨 5部
- (4) 参考図書・論文があるときは当該図書・論文 5部
- (5) 業績目録(所定用紙) 5部
- (6) 履歴書(所定用紙) 5部
- (7) 博士学位審査論文審査手数料(別に定める)

受理した学位審査申請論文及び論文審査手数料は、いかなる事由があっても返還しません。上記書類、申請書類の部数については、研究科の審査体制により適宜追加が出てきます。

学位授与の申請締切日は、毎年7月末日です。

3. 「事前審査」学位論文審査委員会 【長野大学学位規程 第8条】

上記の申請書類が提出されたことにより、研究科長は、速やかに、学位審査委員会を設置し、本申請の受理諾否を決める「事前審査」を行います。

教務委員会は、事前審査の学位論文審査委員会委員3名の委嘱者原案を作成し、研究科長に提出します。研究科長は研究科委員会での報告をすると共に、予め事前審査の審査期間を設定し、審査するように付託します。委員会は互選により委員長を選出します。研究科長は、事前審査委員会からの審査結果を受け、研究科委員会に報告の上、受理諾否を決定します。受理受諾の場合、研究科長から学長に上記申請書類等を提出し、学長はこれを受理します。学長からの受理諾否の決定を受け、承諾の場合、本審査に入ります。

4. 博士論文の審査方法と体制 【長野大学学位規程第8条】【長野大学学位規程第7条】

研究科委員会・社会福祉学専攻では「事前審査」学位論文審査委員会で承諾を得た博士学位論文の提出後に、本提出者のための学位論文審査委員会を設置し、審査委員を委嘱します。

【学位規程第8条、第9条、第10条】

- 審査体制： 教務委員会は学位論文審査委員会で論文審査を委嘱する委員 4 名の委嘱者原案を作成し、研究科長に提出します。研究科長は研究科委員会に報告すると共に、学位論文審査委員会を設置します。論文審査委員会では、委員の互選により、委員長を選出します。また、他大学・研究機関の教員・研究員等から論文審査を委嘱する学外審査委員 1 名を依頼します。合計 5 名で構成します。委員の構成ができ次第、審査委員会は研究科長にその旨を報告し、学位論文審査を開始します。
- 審査方法： 論文の審査及び最終試験（科目と外国語）、公開講演会（口頭）等
最終試験は、学位論文に関係ある科目について口頭又は筆記により行います。次に外国語も口頭又は筆記によって行います。ただし、最終試験及び外国語試験は免除する場合があります。【長野大学学位規程第 10 条】
以上の審査を実施するため、学位審査委員会は、合計 4 回以上、開催します。
- 審査期間： 申請のあった年度 2 月末日までに、論文審査及び最終試験、公開講演会での口頭発表等を終了します。
- 審査報告： 学位審査委員会は、審査結果報告書（委員長作成）、学位授与の可否意見を添えて博士学位総合審査会（社会福祉学専攻会）、そして研究科委員会に報告します。社会福祉学専攻会では総合審査を行い、研究科委員会での審議を経た後、議決します。
- 審査結果： 研究科長は学長に審議結果を報告し、学長が学位授与の可否を決定します。
【長野大学学位規程第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条】

5. 課程修了の認定 …… 【長野大学大学院学則 第 28 条】

学長が、博士学位論文として認定を行います。学位は学位授与式の日付で授与されます。

6. 学位の名称 …… 【長野大学大学院学則 第 29 条】 【長野大学学位規程第 3 条】

認定を得た学位の名称は次のとおりです。

博士（社会福祉学） Doctor of Philosophy in Social Welfare

学位取得後、履歴書等には、「博士（社会福祉学）（長野大学）」のように表記してください。

7. 社会福祉学専攻 博士学位論文審査基準

1. 研究目的が明確である。
2. 研究目的に照らして研究方法が適切である。
3. 先行研究を的確に踏まえていること。
4. 社会福祉の理念・政策・実践との関連付けが明確であること。
5. 使用されている概念・用語は適切である。
6. 調査の方法・分析は適切で、結果が明確である。
7. 論理の展開に一貫性がある。
8. 表題は内容を適切に表現している。
9. 省略語・単位・数値は適切に表記されている。
10. 図表の体裁（タイトル・単位・形式）は整っている。
11. 図表は本文の説明と適合している。
12. 研究倫理上の問題がない。

8. 博士学位論文提出要領

(1) 使用言語

論文は、原則、日本語で作成しなければなりません。ただし、学位審査委員会が日本語以外の言語で作成する必要性を認めた場合、研究科委員会の了承を得たうえで、日本語以外の言語での論文作成が認められます。日本語以外の言語で作成する場合は、学位審査委員会に確認して下さい。

(2) 論文字数等

- ① 日本語の場合（詳細については主査の指示を受けること） 社会福祉学専攻 本文・図表・注・引用文献を含めて80,000字以上。原則としてワープロを使用。A4判用紙に横書。（一頁 30行×40文字、1,200字相当）

※ 社会福祉学専攻では、文献の引用・参照方法等は、日本社会福祉学会学会誌『社会福祉学』の執筆要領に依拠する。

- ② 日本語以外の言語の場合は、学位審査委員会からの指示があります。

(3) 提出書類等

- ① 博士学位論文(仮綴) 5部

博士学位論文は、本文と同じ用紙で標題紙(タイトルページ)を付け、標題紙に、題名、専攻、入学年度、学籍番号、氏名を明記し、さらに黒表紙で綴じて下さい(横綴じ)。

黒表紙には標題紙のコピーを貼付して下さい。

- ② 博士学位論文要旨 5部

論文と同じ様式で、社会福祉学専攻は8,000字とし、博士論文標題紙(タイトルページ)の前に綴じて下さい。

論文要旨にも標題紙を付け、要旨標題紙には「論文要旨」と記し、題名、専攻、入学年度、学籍番号、氏名を明記して下さい。

- ③ 参考図書・論文があるときは当該図書・論文 5部
- ④ 業績目録(所定用紙) 5部
- ⑤ 履歴書(所定用紙) 5部
- ⑥ 博士学位論文標題紙(タイトルページ)のコピー 1部
- ⑦ 学位審査申請書(所定用紙)

(4) 備考

- ・ 博士学位論文および要旨の正本以外はコピーでも可です。
- ・ 事前に修得単位数の確認をしておいて下さい。
- ・ 提出し合格した博士学位論文および論文の要旨は、製本後に図書館図書として保管されて閲覧に供します。製本については別途指示します。
- ・ なお、提出し合格した博士学位論文および論文要旨は、電子ファイルにデータ変換し、定められた期日までに提出して下さい。総合福祉学研究科でこれを保管します。不測の事態により図書室所蔵の正本が紛失・破損等をした場合に複製を作成するためにのみ用いることとし、一般利用者の閲覧やデータの提供は行いません。

参考（別途指示）

標題紙の綴じ方

- ・ 黒表紙 総合福祉学研究科 ○○学専攻○○課程
長野太郎（ふりがな記載は不要）
- ・ 1 枚目（梗概標題紙）論文要旨 と記して下さい（括弧、鍵括弧等の記載は不要）
専攻名、氏名を記して下さい。
- ・ 2 枚目～○枚目 文章のみ（「論文要旨」や文字数の記載は不要）
 - ※ 要旨が 2 枚以上の場合は要旨の次の枚数。以下同じ
 - ※ 論文要旨 8,000 字以内
- ・ ○枚目（要旨の次の枚数）（論文標題紙）論文表題、専攻名、氏名
- ・ ○枚目（目次）
- ・ ○枚目 本文
- ・ 黒表紙（裏表紙）

9. 博士学位論文要旨等の公表 【長野大学学位規程第 17 条】

博士学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 ヶ月以内に、当該博士の学位の授与に係わる論文の内容の要旨及び論文審査結果の要旨を、インターネットの利用により公表します。

10. 博士学位論文の公表 【長野大学学位規程第 18 条】

- ① 博士の学位を授与された場合、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位に係わる論文の全文を、インターネットの利用により公表することにします。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットにの利用により公表したときは、この限りではありません。
- ② 上記のインターネットの利用による公表は、「長野大学学術リポジトリ」により行います。

11. 学位授与の取消 【長野大学学位規程第 20 条】

学位を授与された後、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を還付させます。その旨を公表することになります。